

※本書面に含まれる情報を閲覧された方は、証券取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表(2007年3月13日午前 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻)から12時間を経過するまでは、日本サーボ株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。



平成19年3月13日

各 位

会社名 日本電産株式会社
代表者名 代表取締役社長 永守 重信
取引所 東証一部・大証一部(6594)
NYSE(NJ)
所在地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 広報宣伝部長 田村 徳雄
電 話 (075)935-6150

日本サーボ株式会社株式に対する公開買付け開始に関するお知らせ

当社は、平成19年3月13日開催の取締役会において、日本サーボ株式会社(コード番号 6585 東証第二部、以下「対象者」といいます。)の株式を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

当社及び当社グループは、モータを中心とする「回るもの、動くもの」に特化した「総合駆動技術の世界 No.1 メーカー」を目指すという目標のもと、1973年の創業以来、小型モータから中型モータ、ファンモータ、ピボットアセンブリ等と製品領域を拡大し、IT 市場関連のみならず家電製品や自動車、OA 機器、産業機器などあらゆる分野に事業を展開して参りました。

当社はモータ事業の拡大を事業戦略の中核とし、従来のIT機器を中心とした精密小型モータに加え、車載用モータの事業拡大を進めると同時に、より製品競争力を高めるため、部品の内製化の展開を加速すること等により、一層の企業価値向上を目指しております。数値的には、グループ全体の売上高を2010年までに1兆円とする目標を設定し、これを実現する成長スピードを確保するためM&Aを含めたあらゆる施策を実行して参ります。

当社は駆動技術製品を中心に「回るもの、動くもの」の分野に絞り込んだ特化型経営でありながら、グループ経営の大規模化を追求して参ります。当社及び当社グループ各社は、高成長、高収益、高株価を長期的に達成することにより株主価値を極大化し、株主の皆様への負託に応えたいと考えております。

対象者は、精密小型モータ及びその応用製品の製造、販売を事業としており、国内初のサーボモータを製造、販売するなど先進的な技術をもって広く国内外のお客様にご愛顧を受けております。ことに、1964年に日立グループの一員となって以来、親会社である株式会社日立製作所との研究開発面での連携が着実に進み、近年解析技術を中心とした目覚ましい成果を得てまいりました。これにより、対象者は

日立グループにおける精密小型モータ製品の技術力向上に寄与することができました。

しかしながら、精密小型モータ及びその応用製品は国際商品であり、グローバルなマーケティング展開力、グローバルな製造展開力を有する企業のみが生き残れる市場環境におかれています。

斯かる中、当社は、対象者との間で資本提携の可能性について慎重に協議・検討を重ねて参りましたが、両者の協働は双方の企業価値向上に資するものであると判断し、当社と対象者との間で、当社が対象者の議決権の過半数を取得し、対象者を連結子会社とし、対象者はこれに賛同することを合意(以下「本件合意」といいます。)いたしました。本件合意は、対象者独自の精密小型モータの技術力・解析力と、総合小型モータ事業を展開する当社の有する技術開発力、生産技術力、マーケティング力を連携させることによる、高いシナジー効果の発揮を目指すものであり、双方の持つ事業優位性を活用することで、より一層の事業拡大が可能となるものと考えております。

上記のとおり、本件合意は、当社が対象者の議決権の過半数を取得し、対象者を連結子会社とすることにあり、これを実現するため、当社は、現在、発行済株式総数の0.004%に値する1,466株を保有している対象者について、その発行済株式総数の過半数を取得し、連結子会社とすることを目的に本公開買付けを実施いたします。なお、本公開買付けについては、平成19年3月13日開催の対象者の取締役会において、賛同の意を表明する旨の決議がなされております。

また、本公開買付けにあたり、当社は対象者の筆頭株主である株式会社日立製作所との間で、平成19年3月13日付で「公開買付けの応募に関する合意書」を締結しており、同契約に基づき同社の保有する対象者株式18,334,493株のうち16,585,000株(発行済株式総数の46.47%)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合は、対象者の経営の自主性を尊重しつつ、両社の小型モータ事業に関して、経営資源を有効活用し、効率的な新製品開発と販売機会の拡大等を達成することにより、両社のかかる事業の更なる成長・発展を実現することを目的として、平成19年3月13日付で基本合意書を締結いたしました。その概要は以下のとおりです。① 当面は対象者の商号を変更しないものとします。② 当面は対象者のブランドの使用を継続するものとします。③ 当社は、対象者の現在の執行役社長が本公開買付け後に最初に開催される対象者の定時株主総会において取締役候補者となること及び当該定時株主総会終了後に開催される取締役会において取締役社長に選任されることに同意するものとします。④ 原則的に対象者の現在の雇用を維持するものとします。⑤ 対象者の資金調達、情報システム、資材調達、営業活動、従業員の労働条件・福利厚生その他対象者の事業を円滑に継続するための必要な事項について相互に協力するものとし、その具体的な内容については、別途当社及び対象者が協議のうえ決定するものとします。

なお、対象者株式は、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付予定株式数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、対象者株式が東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に抵触する可能性があります。本公開買付けの結果、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当する場合には、当該株式は東京証券取引所の決定に基づき所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止基準に抵触した場合においても、当社が取得した対象者株式の持分は維持する予定です。

本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付けの結果、東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触しない場合は上場を維持する予定です。

また、上場廃止基準に抵触した場合、当社及び対象者は、対象者の少数株主の利益を保護すべく、協議のうえ、対象者株式の分布状況の改善、当社を完全親会社とし対象者を完全子会社とする株式交換の実施による対象者の株主に対する当社の株式の交付、その他の合理的な方法により必要な措置を講じる予定です。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ① 商号 | 日本サーボ株式会社 |
| ② 事業内容 | モータ及びモータ応用製品の製造、販売 |
| ③ 設立年月日 | 昭和 24 年 4 月 19 日 |
| ④ 本店所在地 | 東京都千代田区神田美土代町7番地 |
| ⑤ 代表者の役職・氏名 | 執行役社長 田島 卓也 |
| ⑥ 資本金 | 2,547 百万円（平成 18 年9月 30 日現在） |
| ⑦ 大株主及び持株比率 | |
| 株式会社日立製作所 | 51.37% |
| 株式会社日立ハイテクノロジーズ | 4.73% |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 3.57% |
| 株式会社損害保険ジャパン | 1.47% |
| 山洋電気株式会社 | 1.12% |
| 明治安田生命保険相互会社 | 1.03% |
| 中央商事株式会社 | 0.63% |
| 日本サーボ社員持株会 | 0.61% |
| 清水 正基 | 0.59% |
| 六合エレメック株式会社 | 0.57% |
- (注1) 対象者の概要に関する情報は、対象者が平成18年12月21日に提出した第72期半期報告書に基づき記載しております。
- (注2) 持株比率は、平成18年9月30日現在における対象者の発行済株式総数(35,691,838株)を基準に算出しております。

⑧ 買付者と対象者との関係

イ.資本関係:当社は、対象者の発行済株式数の 0.004%(1,466 株)を保有しております。

ロ.人的関係:該当事項はありません。

ハ.取引関係:該当事項はありません。

ニ.関連当事者への該当状況:該当事項はありません。

(2) 買付け等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成 19 年 3 月 14 日(水曜日)から

平成 19 年 4 月 12 日(木曜日)まで (21 営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

証券取引法(以下「法」といいます。)第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、買付け等の期間は 30 営業日、公開買付期間は平成 19 年 4 月 25 日(水曜日)までとなります。

(3) 買付け等の価格

1 株につき 260 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり、第三者算定人である三菱UFJ証券株式会社(以下「算定人」といいます。)に、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値の算定を依頼しました。算定人は、この依頼を受け、市場株価平均法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値を算定しました。それぞれの手法による対象者の1株あたりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	:196 円～199 円
DCF法	:199 円～393 円
類似会社比較法	:153 円～216 円

当社は、上記の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視し、DCF 法の範囲内で検討を行いました。その上で、当社と対象者との協働によるシナジー効果、過去の公開買付け事例において市場株価に付与されたプレミアムの実績、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び本公開買付け成立の見通し等を総合的に勘案し、最終的に上記のとおり買付価格を 260 円と決定しました。

なお、当該価格は、対象者株式の平成 19 年 3 月 12 日の株式会社東京証券取引所における終値 202 円に対して約 28.7%を、平成 18 年 12 月 13 日から平成 19 年 3 月 12 日までの過去 3 ヶ月間の株式会社東京証券取引所における終値の単純平均値 196 円(小数点以下四捨五入)に対して約 32.7%を上乗せした水準となります。

②算定の経緯

当社及び対象者は、平成 18 年 12 月頃より両者の資本提携の可能性について慎重に協議・検討を重ねて参りましたが、平成 19 年 2 月上旬頃より、両者の協働が双方の企業価値向上に資するものであると判断し、当社が対象者の議決権の過半数を取得し、対象者を連結子会社とすることで基本的な方向感が一致いたしました。また、本公開買付け成立には大株主からの同意が不可欠であることから、同時期に、当社は、対象者の筆頭株主である株式会社日立製作所と、対象者株式の取得に関する交渉・協議を開始しました。

平成 19 年 2 月中旬に、当社は本公開買付けの買付価格決定の参考とするため、算定人に対象者の株式価値の算定を依頼しました。算定人は、この依頼を受け、市場株価平均法、DCF 法及び類似会社比較法の各手法を用いて対象者の株式価値を算定し、平成 19 年 3 月 12 日に当社に報告書を提出しました。それぞれの手法による対象者の 1 株あたりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	:196 円～199 円
DCF法	:199 円～393 円
類似会社比較法	:153 円～216 円

当社は、上記の算定結果のうち、対象者の将来の収益力を反映した DCF 法による算定結果を重視し、DCF 法の範囲内で検討を行いました。その上で、当社と対象者との協働によるシナジー効果、過去の公開買付け事例において市場株価に付与されたプレミアムの実績、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、及び株式会社日立製作所との交渉状況を含む本公開買付け成立の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成 19 年 3 月 13 日開催の取締役会において、本公開買付けの買付価格を 260 円と決定しました。なお、本公開買付けについては、平成 19 年 3 月 13 日開催の対象者の取締役会において、賛同の意を表明する旨の決議がなされております。また、本公開買付けにあたり、株式会社日立製作所からは、同社の保有する対象者株式 18,334,493 株のうち 16,585,000 株(発行済株式総数の 46.47%)について、本公開買付けに応募する旨の同意を得ております。

③算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	①株式に換算した買付予定数	②株式に換算した超過予定数
株券	18,202,000 株	— 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等預託証券()	—	—
合計	18,202,000 株	— 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(18,202,000 株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数を超えるときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式については、本公開買付けの対象としておりません。

(注4) 買付予定の株券等の株数は、最大で 35,161,000 株となります。対象者が平成 18 年 12 月 21 日提出した第 72 期半期報告書に記載された平成 18 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数(35,691,838 株)から、対象者の所有する自己株式数(40,000 株)、単元未満株式数(489,838 株)及び公開買付け者が保有する株式数(1,466 株)のうち単元未満に係る数を切捨てた株式数(1,000 株)を控除した株式数です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	18,202 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.77%)
対象者の総株主の議決権の数	35,162 個	

(注1) 対象者の総株主の議決権の数は、対象者が平成 18 年 12 月 21 日に提出した第 72 期半期報告書に記載された平成 18 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。

(注2) 買付け等前における株券等所有割合及び買付け等後における株券等所有割合については、小数点以下第 3 位を四捨五入しています。

(注3) 公開買付け者は、応募株券等の総数が買付予定数を超えるときは、応募株券等の全部の買付け等を行いますので、買付け等後における株券等所有割合は 51.77%以上になる可能性があります。

(7) 買付代金

4,733 百万円(予定)

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

②決済の開始日

平成 19 年 4 月 19 日(木曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成 19 年 5 月 7 日(月曜日)となります。

③決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等に関する通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付け代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

a. 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数(18,202,000 株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数を超えるときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

b. 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

証券取引法施行令(以下「令」といいます。)第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3

号イ乃至チ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

c. 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

d. 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに到達することを条件とします。なお、当社は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、保管した応募株券等の返還に要する費用も当社の負担とします。

e. 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

f. 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

g. 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

h. その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限られません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者でないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成 19 年 3 月 14 日 (水曜日)

(11) 公開買付代理人 三菱UFJ証券株式会社

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社は、本公開買付けについて対象者の取締役会から賛同の意を得ております。

当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合は、対象者の経営の自主性を尊重しつつ、両社の小型モータ事業に関して、経営資源を有効活用し、効率的な新製品開発と販売機会の拡大等を達成することにより、両社のかかる事業の更なる成長・発展を実現することを目的として、平成 19 年 3 月 13 日付で基本合意書を締結いたしました。その概要は以下のとおりです。

- ① 当面は対象者の商号を変更しないものとします。
- ② 当面は対象者のブランドの使用を継続するものとします。
- ③ 当社は、対象者の現在の執行役社長が本公開買付け後に最初に開催される対象者の定時株主総会において取締役候補者となること及び当該定時株主総会終了後に開催される取締役会において取締役社長に選任されることに同意するものとします。
- ④ 原則的に対象者の現在の雇用を維持するものとします。
- ⑤ 対象者の資金調達、情報システム、資材調達、営業活動、従業員の労働条件・福利厚生その他対象者の事業を円滑に継続するための必要な事項について相互に協力するものとし、その具体的な内容については、別途当社及び対象者が協議のうえ決定するものとします。

なお、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付けの結果、東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触しない場合は上場を維持する予定です。また、上場廃止基準に抵触した場合、当社及び対象者は、対象者の少数株主の利益を保護すべく、協議のうえ、対象者株式の分布状況の改善、当社を完全親会社とし対象者を完全子会社とする株式交換の実施による対象者の株主に対する当社の株式の交付、その他の合理的な方法により必要な措置を講じる予定です。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者株式は、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けにおいては買付予定株式数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、対象者株式が東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に抵触する可能性があります。本公開買付けの結果、東京証券取引所の定める上場廃止基準に該当する場合には、当該株式は東京証券取引所の決定に基づき所定の手続きを経て上場廃止となります。上場廃止基準に抵触した場合においても、当社が取得した対象者株式の持分は維持する予定です。

本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付けの結果、

東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触しない場合は上場を維持する予定です。

また、上場廃止基準に抵触した場合、当社及び対象者は、対象者の少数株主の利益を保護すべく、協議のうえ、対象者株式の分布状況の改善、当社を完全親会社とし対象者を完全子会社とする株式交換の実施による対象者の株主に対する当社の株式の交付、その他の合理的な方法により必要な措置を講じる予定です。

(3) 本公開買付けが当社の業績に与える影響

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響は軽微です。

以上

※本書面に含まれる情報を閲覧された方は、証券取引法第167条第3項及び同施行令第30条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表(2007年3月13日午前 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻)から12時間を経過するまでは、日本サーボ株式会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

※このプレスリリースは、公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず当社が作成する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が当該公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係るプレスリリース又はその他の関連書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買付けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

【ご参考】本公開買付けに関する日本サーボ株式会社による賛同表明の概要



平成 19 年 3 月 13 日

各 位

会 社 名 日 本 サ ー ボ 株 式 会 社
代 表 者 名 執 行 役 社 長 田 島 卓 也
(コード番号 6585 東証第二部)
責 任 者 名 執 行 役 専 務 井 上 健
T E L (03)3292-8624

公開買付けの賛同に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 13 日開催の取締役会において、日本電産株式会社（コード番号：6594 上場証券取引所：東証・大証、以下「日本電産」といいます。）による当社株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について賛同の意を表明することを決議致しましたので、下記の通りお知らせします。

記

1. 公開買付者の概要

- (1) 商 号 : 日本電産株式会社
- (2) 主な事業の内容 : 発電機電動機等製造
- (3) 設 立 年 月 日 : 昭和 48 年 7 月 23 日
- (4) 本 店 所 在 地 : 京都市南区久世殿城町 3 3 8
- (5) 代 表 者 : 取締役社長 永守 重信
- (6) 資 本 金 : 65,692 百万円 (平成 18 年 9 月 30 日現在)
- (7) 大株主構成及び持株比率 (平成 18 年 9 月 30 日現在)

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	9.23%
永守重信	8.26%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	7.88%
有限会社エス・エヌ興産	6.13%
ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー	5.09%
株式会社京都銀行	4.01%
第一生命保険相互会社	3.18%
日本生命保険相互会社	2.96%
資産管理サービス信託銀行株式会社	2.39%
明治安田生命保険相互会社	2.23%

(8) 当社との関係

資本関係： 日本電産は、当社株式を1,466株保有しております。

人的関係： 該当ありません。

取引関係： 該当ありません。

関連当事者への該当状況： 該当ありません。

2. 本公開買付けに関する意見の内容及び理由

当社は、平成19年3月13日開催の取締役会において、日本電産による当社株式の公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

当社は、精密小型モータ及びその応用製品の製造、販売を事業としております。

また、当社は国内初のサーボモータを製造、販売するなど先進的な技術をもって広く国内外のお客様にご愛顧を受けております。ことに、昭和39年に日立グループの一員となって以来、親会社である日立製作所との研究開発面での連携が着実に進み、近年解析技術を中心とした目覚ましい成果を得てまいりました。これにより、当社は日立グループにおける精密小型モータ製品の技術力向上に寄与することができました。

しかしながら、精密小型モータ及びその応用製品は国際商品であり、グローバルなマーケティング展開力、グローバルな製造展開力を有する企業のみが生き残れる市場環境におかれています。

このたび、総合小型モータのトップ企業である日本電産よりの当社株式の公開買付けを受けるに当たり、親会社である日立製作所と日本電産との連携強化も意図したものと判断し、当社を含めた三社の連携は、当社のより一層の飛躍に資する、且つまた企業価値向上にもつながると判断いたしました。

日本電産及び当社は、本公開買付けが成立した場合には、当社の経営の自主性を尊重しつつ、両社の小型モータ事業に関して、経営資源を有効活用し、効率的な新製品開発と販売機会の拡大等を達成することにより、更なる成長・発展を実現することを目的として、相互に協力することに合意し、その旨を含む基本合意書を平成19年3月13日付で締結致しました。

当社は、本公開買付けにおける1株あたり260円という買付価格の妥当性を検証するため、第三者算定機関であるPwCアドバイザリー株式会社から当社株式の価値の算定に関する株式価値算定書を取得しております。また、この買付価格は、当社の普通株式の東京証券取引所市場第二部における平成19年3月12日までの過去3ヵ月間の株価終値の平均値に約32.7%、同年3月12日の終値に対して約28.7%のプレミアムを加えた価格になります。これらの内容を参考に、慎重に検討した結果、本公開買付けの買付価格は公正かつ妥当であると判断いたしました。

なお、当社株式は、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、日本電産は本公開買付けにおいて取得する株式数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果、当社株式が東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に抵触し、東京証券取引所の決定に基づき所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。上場廃止基準に抵触した場合においても、日本電産が取得した当社株式の持分は維持する予定です。

当社は、本公開買付けが当社株式の上場廃止を企図するものではないと認識しており、本公開買付けの結果、東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触しない場合は上場を維持する方針です。

また、上場廃止基準に抵触した場合、当社及び日本電産は、当社の少数株主の利益を保護すべく、協議のうえ、当社の株式の分布状況の改善、日本電産を完全親会社とし当社を完全子会社とする株式交換の実施による当社の株主に対する日本電産の株式の交付、その他の合理的な方法により必要な措置を講じる予定です。

当社取締役会は、上記の内容に加え、外部の弁護士の意見も参考にし、当社の企業価値及び株主の利益の観点から本公開買付けに関し慎重に協議を行った結果、頭書のとおり本公開買付けに賛同の意を表明することを決議いたしました。

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。